

令和5年度 第2回（第44回） 魚沼市地域公共交通協議会

次 第

日 時：令和6年1月12日（金） 13：30

会 場：魚沼市役所本庁舎3階 議会会議室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 議 題

（協議事項）

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業に関する

事業評価（自己評価）の実施について・・・資料1

（報告事項）

- (2) 地域公共交通計画の修正及び令和6年度協議会事業の取組について・・・資料2
(3) 令和6年度の路線バス・乗合タクシーの運行方針等について・・・・・・資料3
(4) 入広瀬コミュニティバスの事業運営について・・・・・・資料4

4 その他

5 閉 会

令和5年度 魚沼市地域公共交通協議会委員名簿

(敬称略)

令和5年7月1日現在

No.	区 分	所 属 等		氏 名	備 考
1	法第6条第2項第1号の委員 (市町村)	魚沼市長		内 田 幹 夫	会長
2	法第6条第2項第2号の委員	東日本旅客鉄道株式会社	浦佐駅長	千 代 達 彦	兼越後湯沢駅長
3		南越後観光バス株式会社	取締役乗合バス営業部長	川 上 洋 一	
4		魚沼市タクシー協会	会長	小 島 由 紀 子	
5		ひかり交通株式会社	代表取締役	山 本 学	
6		入広瀬コミュニティ協議会	会長	浅 井 宏 一	
7		国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課	課長	水 口 直 人	R5. 4. 1～
8		新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整担当	計画専門員(総括)	菲 澤 学 宏	
9		魚沼市産業経済部建設課	課長	星 和 久	監査員
10		法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署	署長	尾 崎 豊
11	(公安委員会、利用者、学識経験者、市町村が必要と認める者)	堀之内連合区長会	会長	上 村 勤	監査員
12		小出千溝区連合自治会	会長	大 平 祐 介	R5. 3. 1～
13		湯之谷地区自治会長連絡協議会	会長	星 正 太 郎	R5. 4. 1～
14		広神連合自治会	会長	青 山 春 彦	
15		守門地区区長会	会長	佐 藤 忠 雄	R5. 5. 10～
16		入広瀬地域区長会	会長	浅 井 重 吉	R5. 4. 1～
17		長岡工業高等専門学校	名誉教授	宮 腰 和 弘	副会長
18		国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課	課長	新 倉 孝 礼	R5. 7. 1～
19		国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	首席運輸企画専門官	山 田 一 輝	R5. 4. 1～
20		新潟県魚沼地域振興局地域振興担当	地域振興専門員	柳 田 正 和	R5. 4. 1～
21		新潟県立小出高等学校	校長	南 方 伸 之	
22		魚沼市老人クラブ連合会	理事	佐 藤 彰	R5. 4. 1～
23		魚沼市自立支援協議会	会長	井 口 正 博	
24		一般社団法人日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会	議長	矢 島 良 彦	
25		魚沼市市民福祉部介護福祉課	課長	茂 野 孝	

魚沼市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島910番地魚沼市役所本庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること
- (4) 道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査員2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期

間とする。

- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部生活環境課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、魚沼市生活環境課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、魚沼市生活環境課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員及び第12条第5項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

- 2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。
- 3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和2年5月7日から施行する。

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 乗合部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	入広瀬コミュニティー協議会 会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所調査課 課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長
	魚沼市産業経済部建設課 課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、 広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局 地域振興専門員
	新潟県立小出高等学校 校長
	魚沼市老人クラブ連合会 会長
	魚沼市地域自立支援協議会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

資料1

令和6年1月 日

協議会名: 魚沼市地域公共交通協議会
 評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
奥只見タクシー(株)	小出まちなか循環線(順回り)	・利用促進月間を設け、利用者の新規開拓等に努めた。 ・各地区民生委員を通じて高齢者等への周知・啓発を行った。 ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。	A *計画通り、適切に実施された。	C 【達成状況】 輸送人員目標値比:99% 目標:1,320人→実績1,311人 【未達成の主な理由】 人口減少、高齢化等の進行による潜在的利用対象者の減	・高齢者等に対して、利便性の周知を図るとともに移動方法等の認知度を高め、利用者の新規開拓を図る。 ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。
奥只見タクシー(株)	小出まちなか循環線(逆回り)	・利用促進月間を設け、利用者の新規開拓等に努めた。 ・各地区民生委員を通じて高齢者等への周知・啓発を行った。 ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。	A *計画通り、適切に実施された。	A 【達成状況】 輸送人員目標値比:106% 目標:1,120人→実績1,185人	・高齢者等に対して、利便性の周知を図るとともに移動方法等の認知度を高め、利用者の新規開拓を図る。 ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。
(株)小出タクシー	小出地域乗合タクシー	・利用促進月間を設け、利用者の新規開拓等に努めた。 ・各地区民生委員を通じて高齢者等への周知・啓発を行った。 ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。	A *計画通り、適切に実施された。	A 【達成状況】 輸送人員目標値比:107% 目標:8,030人→実績8,630人	・高齢者等に対して、利便性の周知を図るとともに移動方法等の認知度を高め、利用者の新規開拓を図る。 ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
(株)小出タクシー	湯之谷地域乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進月間を設け、利用者の新規開拓等に努めた。 ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。 	A *計画通り、適切に実施された。	A 【達成状況】 輸送人員目標値比:120% 目標:340人→実績408人	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等に対して、利便性の周知を図るとともに移動方法等の認知度を高め、利用者の新規開拓を図る。 ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。
(株)小出タクシー	田中・清本・長松・米沢乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進月間を設け、利用者の新規開拓等に努めた。 ・利用方法や運行形態等の説明など、地域の会合に出向いて出前講座を行った。 ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。 	A *計画通り、適切に実施された。	A 【達成状況】 輸送人員目標値比:173% 目標:520人→実績:898人	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等に対して、利便性の周知を図るとともに移動方法等の認知度を高め、利用者の新規開拓を図る。 ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。
(株)小出タクシー	三ツ又乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進月間を設け、利用者の新規開拓等に努めた。 ・利用方法や運行形態等の説明など、地域の会合に出向いて出前講座を行った。 ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。 	A *計画通り、適切に実施された。	A 【達成状況】 輸送人員目標値比:104% 目標:680人→実績:704人	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等に対して、利便性の周知を図るとともに移動方法等の認知度を高め、利用者の新規開拓を図る。 ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。
ひかり交通(株)	上稲倉・魚野地乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進月間を設け、利用者の新規開拓等に努めた。 ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。 	A *計画通り、適切に実施された。	C 【達成状況】 輸送人員目標値比:93% 目標:3,280人→実績3,052人 【未達成の主な理由】 人口減少、高齢化等の進行による潜在的利用対象者の減	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等に対して、利便性の周知を図るとともに移動方法等の認知度を高め、利用者の新規開拓を図る。 ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
ひかり交通㈱	新道島乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進月間を設け、利用者の新規開拓等に努めた。 ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。 	A *計画通り、適切に実施された。	C 【達成状況】 輸送人員目標値比:87% 目標:1,050人→実績:911人 【未達成の主な理由】 人口減少、高齢化等の進行による潜在的利用対象者の減	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等に対して、利便性の周知を図るとともに移動方法等の認知度を高め、利用者の新規開拓を図る。 ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。
奥只見タクシー(株)	滝之又乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進月間を設け、利用者の新規開拓等に努めた。 ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。 	A *計画通り、適切に実施された。	A 【達成状況】 輸送人員目標値比:106% 目標:1,180人→実績:1,253人	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等に対して、利便性の周知を図るとともに移動方法等の認知度を高め、利用者の新規開拓を図る。 ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。
奥只見タクシー(株)	水沢・越又・泉沢乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進月間を設け、利用者の新規開拓等に努めた。 ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。 	A *計画通り、適切に実施された。	A 【達成状況】 輸送人員目標値比:100% 目標:930人→実績:934人	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等に対して、利便性の周知を図るとともに移動方法等の認知度を高め、利用者の新規開拓を図る。 ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。
観光タクシー(株)	赤土乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。 ・地元区長会を通じて、高齢者等への周知・啓発及び今後の運行形態の見直し、利用促進に向けた呼び掛けを行った。 	A *計画通り、適切に実施された。	A 【達成状況】 輸送人員目標値比:150% 目標:20人→実績:30人	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・利用実態の把握に努めるとともに、地元区長会等と協調しながら、高齢者等への利用促進、理解浸透を図っていく。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
観光タクシー(株)	福山新田乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。 ・地元区長会を通じて、高齢者等への周知・啓発及び今後の運行形態の見直し、利用促進に向けた呼び掛けを行った。 	<p>A</p> <p>*計画通り、適切に実施された。</p>	<p>C</p> <p>【達成状況】 輸送人員目標値比:43% 目標:1,240人→実績:532人 【未達成の主な理由】 通勤における定期利用者の減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・利用実態の把握に努めるとともに、地元区長会等と協調しながら、高齢者等への利用促進、理解浸透を図っていく。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。
観光タクシー(株)	高倉乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。 ・地元区長会を通じて、高齢者等への周知・啓発及び今後の運行形態の見直し、利用促進に向けた呼び掛けを行った。 	<p>A</p> <p>*計画通り、適切に実施された。</p>	<p>C</p> <p>【達成状況】 輸送人員目標値比:87% 目標:1,430人→実績:1,242人 【未達成の主な理由】 人口減少、高齢化等の進行による潜在的利用対象者の減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・利用実態の把握に努めるとともに、地元区長会等と協調しながら、高齢者等への利用促進、理解浸透を図っていく。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。
観光タクシー(株)	赤土・小出乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証自主返納者に対する利用促進に向けて、共通回数券の交付及び啓発物等の配布を行った。 ・地元区長会を通じて、高齢者等への周知・啓発及び今後の運行形態の見直し、利用促進に向けた呼び掛けを行った。 	<p>A</p> <p>*計画通り、適切に実施された。</p>	<p>A</p> <p>【達成状況】 輸送人員目標値比:128% 目標:120人→実績:153人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証自主返納者に対して、共通回数券の交付や啓発物等によって、引き続き利用を促す。 ・利用実態の把握に努めるとともに、地元区長会等と協調しながら、高齢者等への利用促進、理解浸透を図っていく。 ・SNS等を通じて、利用方法の周知を行い、利用促進を図る。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和6年1月 日

協議会名：	魚沼市地域公共交通協議会
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>魚沼市では、長岡市へと通じるJR上越線、更には市中心部と市北部地域(守門、入広瀬地域)を結ぶJR只見線が結節するJR小出駅を中心に、路線バス及び乗合タクシーの連携による公共交通網を形成している。小出地域には、市役所本庁舎や大規模商業施設、市民の高度医療を担う市立小出病院が立地しており、市内各地域から小出地域へのアクセス向上が重要な課題となっている。</p> <p>こうした中、小出周辺地域(堀之内、広神、湯之谷地域)においては、乗合タクシーの市街地への直通運行を行うなど、利用者の利便性向上に努めてきた。</p> <p>特に、自動車等運転免許を持たず(運転免許証自主返納者含む。)、かつ路線バスの利用が困難な高齢者等にとっては、乗合タクシーが唯一の移動手段となっている地域もあり、乗合タクシーが日常生活の営みを支えている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、乗合タクシーを確保・維持し、小出駅を交通結節点とした生活交通ネットワークの構築を進めているところである。</p>

申請 番号	運行系統		事業実施 評価欄(実績等概要)							事業実施の 適切性	目標・効果 評価欄			
			a 計画運行 日数(日)	b 計画運 行回数 (回)	c 運行回数 (回)	d 運休回数	e 運行割合 (%)	f 輸送人員 (人)	g 1運行当たり 輸送人員(人)		年間利用者の 目標(人)	年間利用者の 実績(人)	目標値比	目標・評価 達成状況
1	路線定期	小出まちなか循環 線(順周り)	244	1,220	1,220	0	100.0	1,311	1.1	A	1,320	1,311	99%	C
2	路線定期	小出まちなか循環 線(逆周り)	244	1,220	1,220	0	100.0	1,185	1.0	A	1,120	1,185	106%	A
3	区域型	小出地域乗合タク シー	244	4,880	3,870	1,010	79.3	8,630	2.2	A	8,030	8,630	107%	A
4	区域型	湯之谷地域乗合タク シー	244	488	244	244	50.0	408	1.7	A	340	408	120%	A
5	区域型	田中・清本・長松・米 沢乗合タクシー	123	615	386	229	62.8	898	2.3	A	520	898	173%	A
6	区域型	三ツ又乗合タクシー	121	847	413	434	48.8	704	1.7	A	680	704	104%	A
7	区域型	上稲倉・魚野地乗合 タクシー	344	2,108	1,339	769	63.5	3,052	2.3	A	3,280	3,052	93%	C
8	区域型	新道島乗合タクシー	244	976	513	463	52.6	911	1.8	A	1,050	911	87%	C
9	区域型	滝之又乗合タクシー	123	738	730	8	98.9	1,253	1.7	A	1,180	1,253	106%	A
10	区域型	水沢・越又・泉沢乗 合タクシー	121	726	690	36	95.0	934	1.4	A	930	934	100%	A
11	区域型	赤土乗合タクシー	47	94	29	65	30.9	30	1.0	A	20	30	150%	A
12	区域型	福山新田乗合タク シー	244	1,464	396	1,068	27.0	532	1.3	A	1,240	532	43%	C
13	区域型	高倉乗合タクシー	244	1,464	847	617	57.9	1,242	1.5	A	1,430	1,242	87%	C
14	区域型	赤土・小出乗合タク シー	99	198	134	64	67.7	153	1.1	A	120	153	128%	A
TO.				17,038	12,031	5,007	平均 61.2	21,243	平均 1.6	A	21,260	21,243	100%	C

地域公共交通計画の修正及び令和6年度協議会事業の取組について

1 地域公共交通計画の修正について

(1) 修正の理由

令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画における補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われ、補助事業の活用のためには、補助系統の位置付けや必要性等について計画に記載が必要となった。

前述の計画制度と補助制度の連動化に関して、令和3年3月に策定した本市計画の適格性を新潟運輸支局へ意見照会した結果、その内容について一部見直しを要する旨指導をいただいたことから、今後も補助事業の活用を継続するため現計画の一部を修正するもの。

※本制度の経過措置期間（令和6年事業年度）終了後、補助対象系統等を明記した計画がない場合は、補助対象外となる。

(2) 主な修正事項

① 目指す地域公共交通網のすがた

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割。

② 地域公共交通計画における「補助系統の必要性」

上記①の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性。

③ PDCAサイクルにおける評価手法

地域公共交通計画全体の定量的な目標に関する評価手法等。

(3) 修正業務委託

- ・受注者 エヌシーイー株式会社（新潟市中央区美咲町一丁目7番25号）
（令和2年度現計画策定調査業務受注・完成者）
- ・契約金額 484,000円
- ・履行期間 令和5年12月21日から令和6年3月29日まで

2 令和6年度協議会事業の取組について

令和7年度に控える地域公共交通計画の改定作業を視野に、本市における地域公共交通の再構築に向けた基礎調査検討及び、当地域の公共交通を包括的に見える化するマップデザイン作成に新たに取り組む。

(1) 地域公共交通基礎調査検討業務

- 主な内容
 - ・地域公共交通を取り巻く現況整理
 - ・人流及び公共交通利用状況の整理
 - ・市民団体等へのヒアリング調査（意向調査）
 - ・公共交通網再編の課題
 - ・公共交通網再編の比較検討
- 所要見込額 4,499千円

(2) 地域公共交通マップデザイン作成業務

- 主な内容
 - ・マップと運行系統を組み合わせた地域交通網の見える化
 - ・路線バスや乗合タクシー等を包括したダイヤ案内
 - ・観光促進への利活用
- 所要見込額 499千円（印刷製本費別途）

令和6年度の路線バス・乗合タクシーの運行方針等について

1 湯之谷地域乗合タクシーの再編について（実証運行）

(1) 再編内容

現在、小出市街地から葦沢地区までの間としている湯之谷地域乗合タクシーの運行区域を上折立地区まで拡張し、湯之谷地域全域を運行区域とするもの。

エリア内を並走する路線バス「小出＝栃尾又線」については、今後も中学生の通学利用等が見込まれることから、朝夕の時間帯のみ定時定路線の大量輸送手段として存続し、乗合タクシーの運行は、現行の1便から3便程度に増便を見込むものの、路線バスが運行しない日中の隙間時間帯のみでダイヤを設定するなど、路線バスとの役割分担を図っていく。

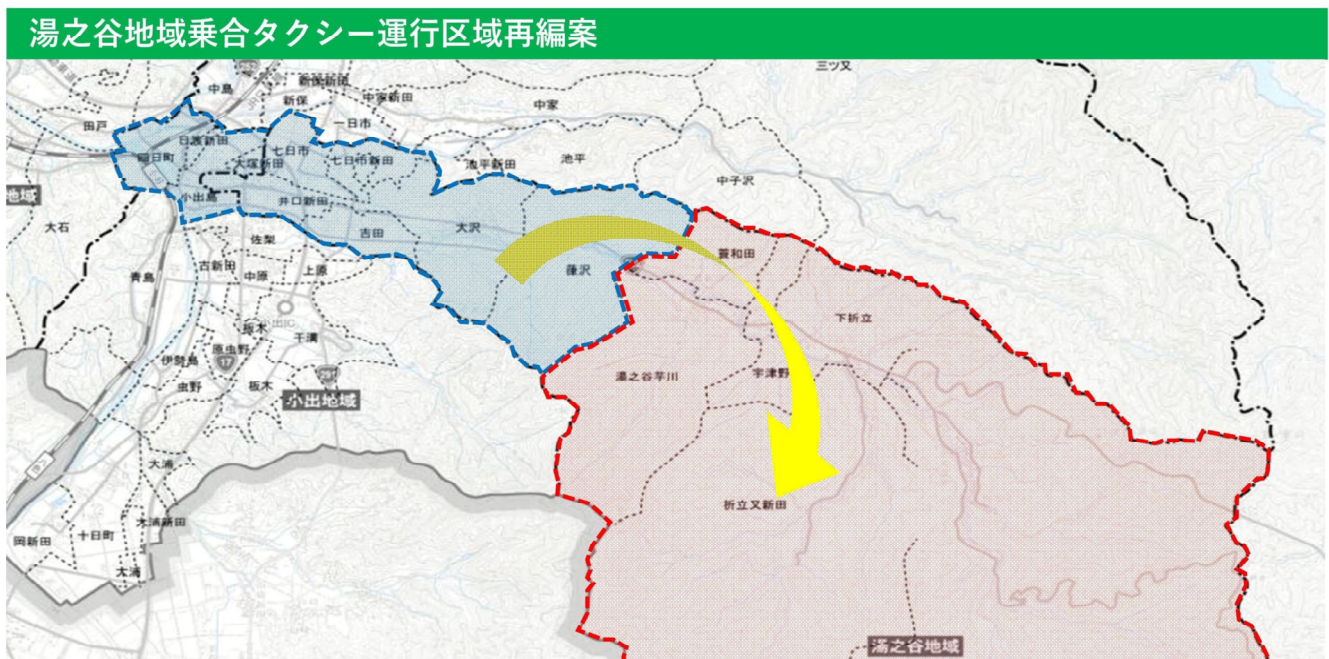
また、栃尾又・大湯温泉等宿泊客の帰りの足を確保するため、チェックアウト後の時間帯の便に限り週末運行（年末年始を除く。）についても計画する。

(2) 再編理由

以前から要望のあった湯之谷地域全域における乗合タクシーの運行に対応することにより、国道352号沿線住民の買い物や通院等の利便性の向上を図るとともに、路線バスの減便により影響を受けた観光客等の交通手段を確保し、地域の代替交通として移動手段を補完するため。

(3) 事前調整状況

- ・ 運行事業者確認済み
- ・ ダイヤ、運賃は協議中



2 守門地域乗合タクシーの再編について（実証運行）

(1) 再編内容

主に守門地域内を運行している「高倉乗合タクシー」、「福山新田乗合タクシー」、「赤土乗合タクシー」、「赤土・小出乗合タクシー」の4系統を整理・統合し、高倉地区、福山新田地区を起終点とする小出市街地までの直通便を新設するとともに、身近な買い物や通院などより多くの需要に対応するため、午前中の時間帯で守門地域内におけるフルデマンド便*を新たに設けるもの。

※フルデマンド…あらかじめ出発時刻及び経路を設定せず、利用者の予約に応じて、随時、乗降場所やルートを作成して運行する形態。

(2) 再編理由

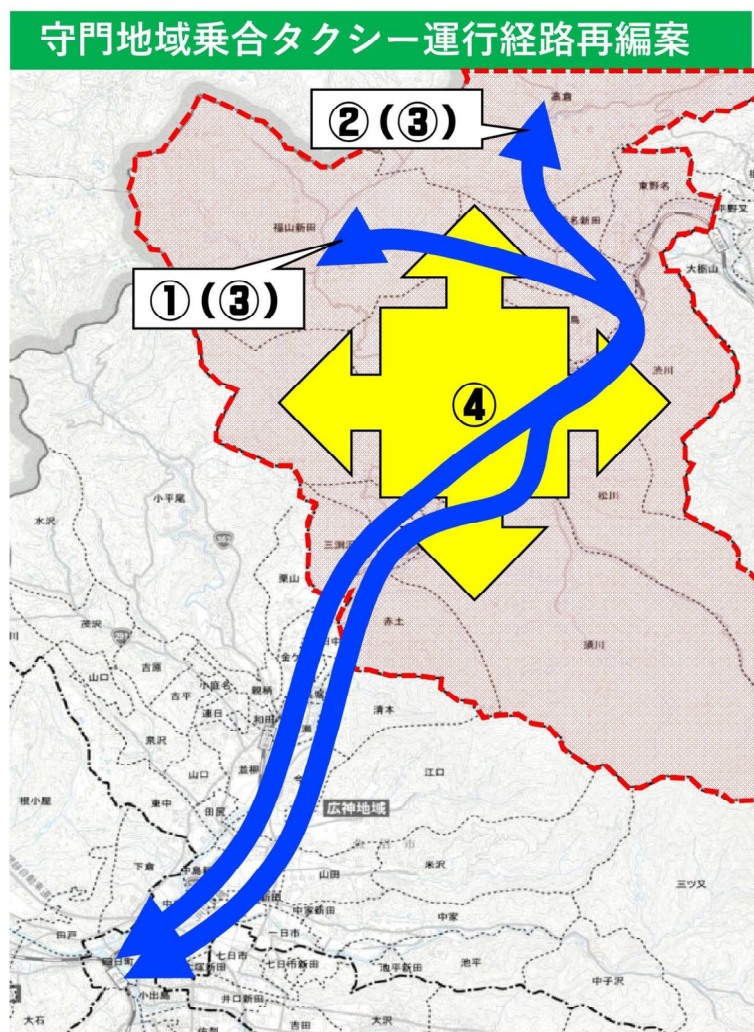
守門地域内は、他の地域と一部事情が異なり、区域内に無料のAコープバス及び診療所バスが運行していることなどから、公共交通の利用者が分散し、乗合タクシーの運行率が低下していることから、利用促進の一つのハードルとなっている小出市街地への乗り継ぎ解消を図るとともに、守門地域内でのきめ細やかな移動需要に対応するため、現行の定路線型運行を見直すもの。

(3) 事前調整状況

- ・ 運行事業者確認済み
- ・ ダイヤ、運賃は協議中

< 運行計画案 >

- ① 福山新田発（7:00）
→ 長鳥・大倉経由
→ 小出市街地行
- ② 高倉発（8:30）
→ 渋川・細野経由
→ 小出市街地行
- ③ 小出市街地発
→ 守門地域行
（11時～18時の間に4便）
- ④ 守門地域内フルデマンド便
（9:00～11:00）



3 AIオンデマンドシステムの導入について（実証運行）

(1) AIオンデマンドシステムとは

「AIオンデマンドシステム」は、乗りたいときに行きたい場所まで、自由に移動できるオンデマンド型公共交通システム。

既存の乗合タクシーと組み合わせることで、リアルタイムに発生する乗降リクエストに対して、乗客がスマートフォンのアプリや電話から行った予約をもとに、AI（人工知能）が最適な乗り合わせを判断し、「車両配車＋運行の指示」を行うことで、効率的な移動を実現する。

(2) 導入概要（案）

ドアツードア型（又は乗降拠点型とのハイブリッド形式）による運行形態を想定し、高齢者に限らず幅広い年齢層をターゲットにすることで、地域交通の認知度（利用人数の増加）及び輸送効率の向上を目指し、乗合タクシーの利便性向上を目的とした効果・検証を行うもの。

- 導入時期 令和6年10月（予定）
- 導入地域 小出市街地エリアを想定（実証運行）

(3) 事前調整状況

- ・導入初期費用を令和6年度予算要求済み（議決前のため未確定）
- ・運行事業者協議中
- ・導入事例現地視察済み（長野県茅野市、福島県喜多方市）

AI活用型オンデマンドバスは、AI活用で高い輸送効率とデータ経営を実現できる乗合型移動サービス



入広瀬コミュニティバスの事業運営について

入広瀬コミュニティ協議会

1 魚沼市地域公共交通協議会からの指摘事項について

①多額の繰越金が発生しているため検討すること。

- ・現在は、コミバスの燃料費を補助事業で全額支出しているが、今後は自主運行で使用した分については、自主財源から支払うよう見直しを行う。(年間約 20 万円)

②今後、コミュニティバスをどのように持続させていくか。

- ・運転員の確保について。
緊急時の対応として、2名の運転員を確保。(運転者講習受講済み)
- ・協賛金の新規開拓について
引き続き企業回りを実施する。
- ・会員の加入率の確保について
イベント時の臨時運行や「お試し乗車」の様なものを企画し、コミバスが住民の皆さんにとって身近なものになるよう取り組む。

2 運行の見直しについて(別紙「時刻表」のとおり)

- ・運行時刻の変更(令和5年12月1日～)
- ・大白川方面の1便を予約制に変更。

3 その他

- ・事故報告について

令和5年9月1日(午前10時38分頃)、入広瀬保健福祉センター正面玄関前でコミバスと軽自動車の接触事故が発生。

相手方及びコミバスの運転手に負傷者なし(無乗客)。

コミバスを方向転換する際に後方確認を怠ったことにより、後方の駐車車両に接触したものの。

入広瀬コミュニティバス時刻表

〈月・水・金曜日運行〉

※火曜日は別紙(ピンク色の用紙)をご覧ください。

令和5年12月1日(金)~



【上方 方面】

※1便は電話予約があった時のみ運行

停留所	※1便	2便	5便	7便	8便
寿和温泉	-	-	12:15	14:50	-
あぶるま建設	-	-	12:17	14:52	-
農協前	-	-	12:18	14:53	-
保健センター前	-	-	12:19	-	-
穴沢バス停	-	-	② 12:22	-	③ 17:00
入広瀬会館(旧庁舎)	6:45	9:29	12:23	14:54	17:01
平成館	6:48	9:32	12:26	14:57	17:04
白坂	6:49	9:33	12:27	14:58	17:05
あけぼの館	6:51	9:35	12:29	15:00	17:07
佐藤武司宅前	6:52	9:36	12:30	15:01	17:08
佐藤正行宅前	6:53	9:37	12:31	15:02	17:09
芋鞆神社入口	6:54	9:38	12:32	15:03	17:10
田小屋アパート前	6:56	9:40	12:34	15:05	17:12
みずほ会館	7:00	9:44	12:38	15:09	17:16
渡辺文雄宅前	7:01	9:45	12:39	15:10	17:17
佐藤サク宅前	7:03	9:47	12:41	15:12	17:19
平野又十字路	7:07	9:51	12:45	15:16	17:23
平野又アパート	7:08	9:52	12:46	15:17	17:24
農協前	-	9:53	12:47	15:18	-
入広瀬駅	-	9:55	-	-	-
保健センター前	-	9:56	-	-	-
寿和温泉	-	-	12:50	15:21	-
農協前	-	-	12:53	15:24	-
穴沢バス停	① 7:10	-	-	-	-
入広瀬会館(旧庁舎)	-	9:58	12:54	15:25	17:26

【大橋山・穴沢 方面】

停留所	3便	4便	6便
入広瀬会館(旧庁舎)	10:15	11:45	14:20
農協前	10:16	11:46	14:21
保健センター前	10:17	11:47	-
スポーツセンター	10:19	11:49	14:22
寿和温泉	-	-	14:24
入広瀬駅	10:21	11:51	14:26
浅井綾子宅前	10:22	11:52	14:27
須田宅前	10:23	11:53	14:28
大橋山入口(やまけ)	10:24	11:54	14:29
北新工機前	10:25	11:55	14:30
鏡ヶ池	10:26	11:56	14:31
黒又入口	10:27	11:57	14:32
井口建設工業	10:28	11:58	14:33
志田英人宅前	10:29	11:59	14:34
穴沢神社前	10:30	12:00	14:35
清水住宅	10:30	12:00	14:35
穴沢ふれあい館	10:31	12:01	14:36
地藏様前	10:32	12:02	14:37
原集会所	10:33	12:03	14:38
中手原住宅	10:34	12:04	14:39
入広瀬会館(旧庁舎)	10:36	12:06	14:41
農協前	10:37	12:07	14:42
保健センター前	10:38	-	-
寿和温泉	-	12:10	14:45
入広瀬会館(旧庁舎)	10:40	-	-

【大白川 方面】

※★1便は電話予約があった時のみ運行

停留所	★1便	★2便	★3便	★4便	★5便
鏡ヶ池	-	-	10:45	12:17	-
保健センター前	-	-	10:48	12:20	-
農協前	-	-	10:49	12:21	-
入広瀬会館(旧庁舎)	6:30	8:30	10:50	12:22	17:00
穴沢バス停	6:31	8:31	10:51	⑤ 12:23	⑥ 17:01
穴沢寺前	6:32	8:32	10:52	12:24	17:02
柿ノ木	6:37	8:37	10:57	12:29	17:07
大白川駅	6:43	8:43	11:03	12:35	17:13
末沢三叉路	6:43	8:43	11:03	12:35	17:13
木工所	6:44	8:44	11:04	12:36	17:14
本村十字路	6:46	8:46	11:06	12:38	17:16
大雲沢ヒュッテ	6:49	8:49	11:09	12:41	17:19
大白川神社	通りません	8:51	11:11	12:43	17:21
山菜会館	6:51	8:52	11:12	12:44	17:22
本村十字路	6:52	8:53	11:13	12:45	17:23
木工所	6:54	8:55	11:15	12:47	17:25
末沢処理場入口前	6:56	8:57	11:17	12:49	17:27
末沢三叉路	6:58	8:59	11:19	12:51	17:29
大白川駅	6:58	8:59	11:19	12:51	17:29
柿ノ木	7:04	9:05	11:25	12:57	17:35
穴沢寺前	7:09	9:10	11:30	13:02	17:40
穴沢バス停	④ 7:10	9:11	11:31	13:03	17:41
農協前	-	9:12	11:32	13:04	-
保健センター前	-	9:13	-	-	-
あぶるま建設	-	-	11:33	13:05	-
寿和温泉	-	-	11:35	13:07	-
入広瀬駅	-	-	-	13:09	-
鏡ヶ池	-	9:16	11:39	-	-
入広瀬会館(旧庁舎)	-	9:19	11:42	13:11	17:42

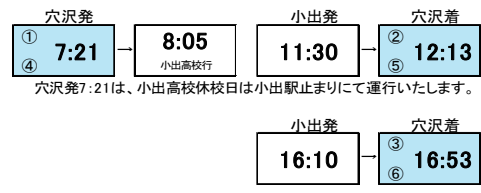
2

【1便、★1便は、電話予約があった場合のみ運行します】

※大白川方面 1便も予約制になりましたので
ご注意ください

予約は、入広瀬会館2階 796-2030 まで
(月~金 9:00~16:00 土日、祝祭日は除く)

【南越後観光バスとの接続】 令和5年12月現在



1) 停留所でお待ちいただくか、自宅付近の運行経路上でお待ちください。
運行経路上で乗車する場合は、運転手に分かるように合図してください。

2) 年末年始 12/31 ~ 1/3 は、運休日です。

入広瀬コミュニティバス時刻表

※月・水・金曜日は別紙をご覧ください。

【上方 方面】

停留所	2便	5便
寿和温泉	-	12:15
あぶるま建設	-	12:17
農協前	-	12:18
保健センター前	-	12:19
穴沢バス停	-	12:22
入広瀬会館(旧庁舎)	9:29	12:23
平成館	9:32	12:26
白坂	9:33	12:27
あけぼの館	9:35	12:29
佐藤武司宅前	9:36	12:30
佐藤正行宅前	9:37	12:31
芋鞆神社入口	9:38	12:32
田小屋アパート前	9:40	12:34
みずほ会館	9:44	12:38
渡辺文雄宅前	9:45	12:39
佐藤サク宅前	9:47	12:41
平野又十字路	9:51	12:45
平野又アパート	9:52	12:46
農協前	9:53	12:47
入広瀬駅	9:55	-
保健センター前	9:56	-
寿和温泉	-	12:50
農協前	-	12:53
穴沢バス停	-	-
入広瀬会館(旧庁舎)	9:58	12:54

【大栃山・穴沢 方面】

停留所	3便	4便
入広瀬会館(旧庁舎)	10:15	11:45
農協前	10:16	11:46
保健センター前	10:17	11:47
スポーツセンター	10:19	11:49
寿和温泉	-	-
入広瀬駅	10:21	11:51
浅井綾子宅前	10:22	11:52
須田宅前	10:23	11:53
大栃山入口(やまけ)	10:24	11:54
北新工機前	10:25	11:55
鏡ヶ池	10:26	11:56
黒又入口	10:27	11:57
井口建設工業	10:28	11:58
志田英人宅前	10:29	11:59
穴沢神社前	10:30	12:00
清水住宅	10:30	12:00
穴沢ふれあい館	10:31	12:01
地藏様前	10:32	12:02
原集会所	10:33	12:03
中手原住宅	10:34	12:04
入広瀬会館(旧庁舎)	10:36	12:06
農協前	10:37	12:07
保健センター前	10:38	-
寿和温泉	-	12:10
入広瀬会館(旧庁舎)	10:40	-

<火曜日の時刻表>

令和5年12月1日(金)～

【大白川 方面】

停留所	★2便	★3便
鏡ヶ池	-	10:45
保健センター前	-	10:48
農協前	-	10:49
入広瀬会館(旧庁舎)	8:30	10:50
穴沢バス停	8:31	10:51
穴沢寺前	8:32	10:52
柿ノ木	8:37	10:57
大白川駅	8:43	11:03
末沢三叉路	8:43	11:03
木工所	8:44	11:04
本村十字路	8:46	11:06
大雲沢ヒュッテ	8:49	11:09
大白川神社	8:51	11:11
山菜会館	8:52	11:12
本村十字路	8:53	11:13
木工所	8:55	11:15
末沢処理場入口前	8:57	11:17
末沢三叉路	8:59	11:19
大白川駅	8:59	11:19
柿ノ木	9:05	11:25
穴沢寺前	9:10	11:30
穴沢バス停	9:11	11:31
農協前	9:12	11:32
保健センター前	9:13	-
あぶるま建設	-	11:33
寿和温泉	-	11:35
入広瀬駅	-	-
鏡ヶ池	9:16	11:39
入広瀬会館(旧庁舎)	9:19	11:42

【問い合わせ先】

 入広瀬コミュニティ協議会

〒946-0304

魚沼市穴沢215-1(入広瀬会館2階)

TEL : 025-796-2030 FAX : 025-796-2767



地域みなさんで支え合う、地域のためのバスです
コミュニティバスを持続可能なバスにするために、
ぜひ『会員』になってください。

『会員』＝『共助』地域で支える仕組みづくり

◆年度会費 1世帯 2,000円

有効期限<入会日～R6.3.31>

○コミュニティバスは、みなさんの会費により
支えられています。

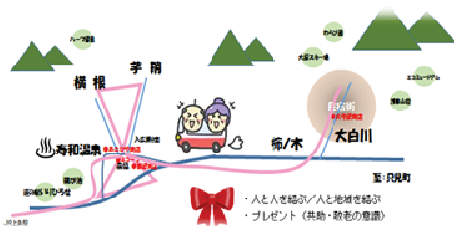
○コミュニティバスに「運賃」はありません。

◆企業・団体・個人の賛助会員を募集します

○コミュニティバスに賛同いただける企業・団体・個人
のご協賛をお願いいたします。

○コミュニティバスは入広瀬コミュニティ協議会が地域の
みなさんと一緒に運営・運行します。

○会員証を発行しますので、コミュニティバスにぜひお乗
りください。



【問い合わせ先】

入広瀬コミュニティ協議会

〒946-0304

魚沼市穴沢 215-1 (入広瀬会館 2階)

TEL : 025-796-2030

FAX : 025-796-2767

地域による 地域のための 地域の交通

入広瀬 コミュニティバス

令和5年 おしらせ

12月1日(金)

より時刻変更します



入広瀬コミュニティ協議会

い
り
せ
る
せ